

平成26年度 社会福祉法人 飛騨市社会福祉協議会 事業計画

基本方針

社会福祉協議会は、公共性の高い「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として「社会福祉法」に位置づけられており、住民参加の地域福祉活動を支える中核的な存在として、その役割を果たさなければなりません。

飛騨市における社会環境も、例外なく、少子・高齢化、孤立や経済的困窮、虐待、さらに、コミュニティ機能の低下など、公的制度だけでは解決できない様々な福祉、生活課題が生じており、本会の果たす役割が益々重要となっています。

本年度は、平成25年3月に策定した5ヶ年計画「飛騨市第2期地域福祉活動計画」の2年目であります。本計画に掲げた基本理念と、3つの基本目標を実現するため、市をはじめ関係機関、地域、各種団体等と連携して、着実な事業の展開に努めるとともに、「見守り体制」（見る＝異変の発見、ニーズの発掘：守る＝相談、対応、連携、事業開発）の構築を進め、「誰もが住み慣れた場所で、健康で安心して暮らせる地域づくり」（地域福祉活動）の推進を図ります。

『基本理念』

市民がいつまでも安心して暮らせるまち
～みんなで広げよう地域支えあいの輪～

（3つの基本目標）

- ①地域の活動と密接に連携した福祉の推進
～お互いの顔が見える地域を育もう～
- ②地域の助け合いの土壌の輪を広げよう
～身近な活動から生まれる地域のつながり～
- ③社会福祉協議会の周知と強化
～より身近に、親しまれる社協～

平成26年度重点目標

- ① 見守りネットワーク体制の確立、ふれあいサロンの普及、有償ボランティア事業の充実、地域福祉活動の推進を図ります。
- ② 住民の立場に立ったサービス提供、各種相談事業の質の向上を図ります。

- ③ 広報紙をはじめとした情報提供の充実、地域住民参加事業の拡充、地域座談会などを推進すると共に、理事会・評議員会において地域別課題会議を実施し、本会の運営体制及び、事業基盤の強化を図ります。

主要事業計画

1 法人運営事業

社会福祉協議会の活動は、住民の皆様からの会費収入が貴重な財源となっており、寄付金・共同募金配分金・行政等からの補助金、受託金等と合わせて運営されています。

地域福祉活動をはじめとする各種事業の実施に関しましては、効率的、効果的で安定した事業運営に努め、利用者主体の地域に密着した地域福祉活動の充実に努めます。

また、地域に根ざした福祉活動の理解促進を進める中で、新規会員の発掘と補助事業等の積極的な利活用により、多様な財源確保を図りながら財政基盤の安定に努めます。

2 企画調査事業

社会福祉協議会の周知活動や地域福祉の啓発を推進し、福祉ニーズの把握と、より実情に即した福祉事業の実施に努めます。

本会の事業に対する理解促進を図るため、多様な情報媒体による広報・啓発活動に努め、「福祉ひだ」の全戸配布、ホームページの活用等による積極的な情報発信に努めます。

3 福祉推進事業

地域の自治会や振興会における近隣住民のふれあい活動や、異世代交流活動などの取り組みを支援します。

要援護者等を支援するため要援護者支援マップシステムを活用しながら、区長等、民生児童委員、福祉委員、福祉協力員、ボランティア、地域住民、行政等との見守りネットワーク体制を確立し、重層的な支え合い見守りネットワークの充実に努めます。

高齢者の生きがいのためふれあいサロンの普及、神岡地区での有償ボランティア事業の充実に努めます。

○地域福祉活動の推進体制

古川地区・・・各行政区に福祉委員を委嘱し、区長、民生児童委員等と連携して行う見守り活動体制を確立します。また、福祉サービスや福祉に関する学習会、ひとりぐらし高齢者及び、高齢者世帯の訪問活動等の地域福祉活動に支援を行います。

神岡地区・・・各地区に福祉協力員を委嘱し、民生児童委員及び関係機関と連携して行う見守り活動を協働して実施します。また、各公民館単位で開催される高齢者生きがいつくり活動や、安心安全な地域づくり活動、異世代交流活動等への支援を行います。

河合地区、宮川地区

・・・各地区の民生児童委員が連携しながら実施する、見守り活動や地域福祉推進活動等への支援を行います。

また、地域の自治会（河合地区）や振興会（宮川地区）における近隣住民のふれあい活動や、異世代交流活動などの取り組みを支援します。

4 ボランティア活動事業

誰もがボランティア活動に参加できる福祉のまちづくりを目指して、ボランティアセンターを拠点として、活動のきっかけづくり、人材育成、ボランティア団体相互の情報共有・連携がとれる体制作りを推進します。

また、教育関係、企業、各種団体等が実施するボランティア・福祉教育にかかわる活動を支援します。

5 共同募金配分金事業

毎年、皆様の「たすけあいの心」に支えられながら、また格別のご協力をいただき、共同募金活動を展開しております。本年度も、10月1日から3ヶ月間にわたり、地域・職場・団体等の協力を頂きながら、積極的な募金運動が展開できるよう取り組みます。

また、共同募金配分金を活用して地域福祉向上のための各種支援活動を、関係団体と連携しながら積極的に実施します。

①赤い羽根共同募金運動（10月1日～12月31日）

②歳末たすけあい募金運動（12月1日～12月31日）

6 総合相談事業

「であいサポートセンター」にコーディネーターを配置し、結婚に関する相談事業の充実や独身者研修などを実施します。また、各種関係団体等と連携しながら、多様なサービスが提供できるサポートセンターを目指します。

7 生活福祉資金貸付事業

岐阜県社会福祉協議会及び本会制度を活用し、低所得者の生活基盤安定へ向けて支援を行います。

8 在宅福祉サービス事業（市委託事業）

高齢者や障がい者、子育て中の方々とその家族が、住み慣れた地域の中でいつまでも健やかで安心して暮らすことができるよう、各種の在宅福祉サービスを市から受託して実施します。

特に、障害者日中一時支援事業「なかよしキッズ」の運営においては、保護者が安心して子供を預けられる運営に努め、平日の放課後や月3回の土曜日、夏休み等の長期休暇預かりを行います。

9 ふれあいのまちづくり事業

弁護士による無料法律相談、心配ごと相談を定期的を実施し、さまざまな相談や悩みごとの解決、支援を目的に各相談所を開設します。

10 事務局の受託

飛騨市民生児童委員協議会、古川・河合・宮川・神岡地区民生児童委員協議会、飛騨市ボランティア連絡会、飛騨保護区保護司会、飛騨市更生保護女性会等の団体事務局を受託し、本会及び関係団体との連携を図りながら、円滑な組織運営を目指した支援を行います。